## 鳥取県告示第296号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏 名	主たる事務所 の所在地	業を行っていた	居宅サービス事業 を行っていた事業 所の所在地	居宅サービスの 種類	廃止年月日
社会医療法人明和会	鳥取市東町三	ウェルフェア北	鳥取市覚寺181	短期入所療養介	平成21年3月
医療福祉センター	丁目307	園渡辺病院		護	31日
理事長 渡辺憲					